

第158回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成26年9月8日(月) 10:00~12:05
県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1) 委員

柳瀬会長、大枝委員、本間委員、久保委員、高田委員
川添委員、渡邊委員、北澤委員、柳委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1) 「福津ショッピングセンター」に係る変更届出について
- (2) 「マックスバリュ小郡店、ザ・ダイソー小郡七夕通り店」に係る変更届出について
- (3) 「(仮称)ドラッグコスモス前原東店」に係る新設届出について
- (4) 「(仮称)飯塚市平塚複合商業施設」に係る新設届出について
- (5) 「くりえいと三丁目商業施設」に係る変更届出について
- (6) 「(仮称)エーブック飯塚店」に係る新設届出について
- (7) 「ミスターマックス Select 福津店」に係る新設届出について

4 議事要旨

- (1) 「福津ショッピングセンター」の変更届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (2) 「マックスバリュ小郡店、ザ・ダイソー小郡七夕通り店」の変更届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (3) 「(仮称)ドラッグコスモス前原東店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (4) 「(仮称)飯塚市平塚複合商業施設」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について

て大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (5) 「くりえいと三丁目商業施設」の変更届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (6) 「(仮称)エーブック飯塚店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (7) 「ミスターマックス Select 福津店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から出入口の安全対策、来退店の誘導経路について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。